

平成29年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年8月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成29年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕪澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	櫻井誠	
	○	9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年8月28日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 41 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>3 番 渡邊 正一 委員</u> <u>6 番 小幡 悦男 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 47 分

平成29年度第6回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第6回魚沼市農業委員会総会は、平成29年8月28日魚沼市広神コミュニティセンター1階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方は、整理番号9番森山行雄委員の1名です。したがって出席者18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶いただきます。

（時刻は13時41分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告ということで、地区部会並びに広報部会ということで、まず初めに第1地区部会会長森山武郎さんお願いします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会では、昨日全員出席してもらいまして、半日農地パトロール実施しました。以上です。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会は、農地パトロールは個々の皆さんでお願いして回らせていただいておりますし、全体では、部会ではやってはおりません。以上です。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

農地パトロールについては、それぞれの方からやって、全部終わっているかと思

います。今日、この会議終了後に推進委員と委員の説明会というか懇談会を開催する予定になります。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

今月の2日に農地パトロールを入広瀬全体を3名で行いました。状態としては、私どもどうしてもへき地ところがありますんで、保全管理なのか、放棄なのかはつきりしないような場所が大変見受けられました。以上です。

広報部会長（中澤正規委員）

広報部会8月25日で農業委員会だより第23号の発行をいたしました。

それから、まもなくまた全国農業新聞のほうから原稿の依頼が来るかと思えます。それぞれの地区で、これは紹介したほうがいいなというものがありましたら、ぜひ寄稿お願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。以上です。

議 長（上村会長）

以上、報告事項それぞれいただきました。内容等ご質問ありましたら、お願いいたします。

なお、事務局長が今、主要会務で報告しましたように中越協議会の総会が先日ありまして、中越協議会の前会長は柏崎の山波会長だったんですけれども、引退というようなことで、新しく長岡市の高橋会長ということで、長岡市が会長ということです。副会長に小千谷の農業委員会会長ということで、あと県の農業会議のほうに出向くいわゆる常設審議委員ということで魚沼市・十日町・出雲崎という3農業委員会の会長が出るという形になりました。当然これには中越協議会の会長、副会長も出るということで、中越地区からは県の農業会議に5名が出席するという事になりました。

なお、長岡市の会長は中越の会長ですので、そのまま新潟県農業会議の副会長ということになります。県の農業会議の会長は変わらず、村上市農業委員会の石山会長ということで変わりませんが、長岡の農業委員会の会長が副会長と、山波会長に代わって副会長ということになりました。報告させていただきます。

皆さんのほうで特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任していただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号3番渡邊正一委員及び議席番号6番小幡悦男委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」についてを事務局より説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について今月は5件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで、目を通していただいたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は11件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内の方が今後も継続して耕作されていくものと思えます。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第4報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書4ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は4件の届出がありました。

整理番号1 申請人 ****
申請地 **** 畑 38 m²
転用目的 農機具格納庫

整理番号2 申請人 ****
申請地 ****の一部 田 140 m²
転用目的 農機具格納庫

整理番号3 申請人 ****
申請地 **** 畑 133 m²
転用目的 農機具格納庫

こちらについては、始末書付きの事後届が相続人からありまして、現地については農機具格納庫を建設済みであります。

整理番号4 申請人 **** 池田敏明
申請地 **** 田 15 m²
転用目的 農機具格納庫

こちらについても、先ほどと同様、建築済みであります。

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、整理番号1番から4番まで届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書5ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件、売買2件、使用貸借権の設定1件、合計4件です。

整理番号1 申請地 ***** 田ほか1筆 合計488㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ経営を移譲するためです。譲渡人は既に経営を移譲しておりますが、所有権移転をするため、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数は十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 *****ほか6筆 合計2,217㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作することが困難なことから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、経験年数は十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか2筆 合計494㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 ***** 田 1,371㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢等で耕作できないため、*****が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、*****へ

の貸し付けということで、*****への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

以上、整理番号1番から3番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号4番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤正喜委員

整理番号1番ですが、今事務局の言ったとおりで親子の贈与でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菑沢芳子委員

整理番号2番ですが、*****さんは*****にお住まいということであつと遠いので、8月23日*****さんと現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。申請地は、全て現在は耕作されておりました。*****さんは家が近くにありますので、これからも引き継いで耕作していくものと思われまふ。周りに迷惑とか、影響があるような状況ではありまふないので、よろしくお願ひいたします。

中澤正規委員

整理番号3番ですが、譲渡人の代人と譲渡人*****さんと現地を確認しました。現地については長年耕作していないので田んぼの形状がほとんどないような状態でありまふ。あと、*****さんのほうは水を張って田んぼにするにはちよつと小さいので、とりあえずはメダカでも飼って田んぼになるかならないかをみるそうでありまふ。荒らさないということは確約してありますので、支障ないと思ひまふ。以上です。

小西正春委員

整理番号4番ですが、この件につきましては6月の半ば頃、私が巡回した中で仕付けていないので、本人に確認したら今年から止めると、*****に全面的に委託するということでございましたので、全然作っていないもんだから*****へ問ひ合わせたところ、ソバで対応するという話でございました。それで、この26日に現場を確認したらソバちゃんと植えてありまふしたので、その辺りにまたほかの部分も*****がソバ植えているというところもありまふしたので、何ら問題ないと思ひまふので、よろしくお願ひします。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号2番・3番について、申請どおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定使用貸借に関する整理番号4番について、申請どおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」、整理番号1番から4番まで許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の6ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田ほか1筆 合計 738 m ²
	当初転用目的	共同住宅（2棟）及び貸事務所
	変更申請概要	共同住宅（2棟）及び駐車場（8台）
	変更理由	消雪用の井戸の水量が不足する事態となったため

申請地は、*****地内です。平成28年8月18日付け魚振農第165011号にて共同住宅2棟及び貸事務所の建築を目的に5条許可を得て、共同住宅2棟を建築し、宅地造成は済ませましたが、近隣に大型ドラッグストアが建設され、消雪用の井戸の水量が不足する事態となったため、貸事務所の建築を断念し、駐車場を設置し、冬期の雪処理スペースを確保する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、依頼人から連絡を受けまして現場を確認しました。いわゆる消雪用井戸の水が出なくなると、少なくなったということで、事務所の建設を断念して駐車場にするということで、詳細についてはただいま事務局の説明のとおりで補足事項は特にありません。どうかよろしくをお願いします。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」についての整理番号1番については申請どおり承認することを決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することを決定し県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の7ページ・8ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は9件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 5,917 m ²
	農地区分	農用地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	砂利採取（一時転用）（～H31.3.31）		
	転用目的	砂利採取		
	判断理由	申請地は砂利採取のための一時的な利用に供するための のものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地 を供することが必要であるため。		

申請地は、*****近くの農地です。借受人は建設業者であり、砂利採取のため地主と話がまとまり、申請があったものです。

なお、砂利採取のための転用であるため、一時転用となっております。

整理番号2 申請地 **** 畑 60 m²
 農地区分 第二種農地
 権利種別 所有権移転 贈与
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 砂利敷駐車場 (3台)
 転用目的 駐車場兼雪降ろし場
 判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は、****地内の農地です。隣接地は譲受人が車庫兼資材置場として使っており、駐車スペース及び雪のやり場に苦慮していたところ、この度譲渡人と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号3 申請地 ****の一部 田 117.55 m²
 農地区分 農用地
 権利種別 使用貸借権設定
 貸付人 ****
 借受人 ****
 申請概要 工事ヤード、資材置場 (一時転用) (~H30.12.31)
 転用目的 工事ヤード、資材置場
 判断理由 申請地は仮設工作物等設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地を供することが必要であるため。

申請地は、****地内の農地です。携帯電話基地局建設のための工事ヤード用敷地として利用したいため申請があったものです。

なお、工事ヤードのため、一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元することとなっております。

また、携帯電話基地局については認定電気通信事業者による中継施設の設置は転用許可除外となっておりますので、この度申請はありません。

整理番号4 申請地 **** 畑 225 m²
 農地区分 第二種農地
 権利種別 所有権移転 売買 ****円
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 倉庫1棟1階建て
 転用目的 倉庫敷地
 判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は、****地内の農地の農地です。申請地のうち100 m²については、平成10年に農地法第4条の2a未満の届出があり、倉庫は建設済みであります。この度は倉庫も含め申請地全部を譲渡する旨話がまとまり、申請があったものです。

整理番号5 申請地 ****の一部 田 380 m²
 農地区分 第一種農地

権利種別 使用貸借権設定
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 資材置場及び駐車場
 転用目的 資材置場及び駐車場
 判断理由 既存の施設の拡張。拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない。

申請地は、****地内の農地です。隣接する資材置場に資材を山積みしております。新たに資材も購入し、これ以上山積みすると崩落の危険もあり、候補地を探していたところ譲渡人と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号6 申請地 **** 田ほか15筆 合計12,966㎡
 農地区分 第二種農地
 権利種別 賃借権設定
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 店舗3棟1階建て
 転用目的 店舗敷地
 判断理由 申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設、または公共施設などを連亘することが見込まれる地区であるため。

申請地は、****地内の農地です。不足している駐車場敷地の確保やショッピングセンターのさらなる魅力向上のため敷地を拡張し、店舗を建て替える旨申請があったものです。

なお、農業振興地域整備計画の農用地区域は平成29年6月29日に除外済みでありますし、都市計画法第29条の開発工事許可についてはただいま申請中であります。

なお、3,000㎡を超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問し、意見をいただく形となります。

整理番号7 申請地 **** 田 940㎡
 農地区分 第一種農地
 権利種別 所有権移転売買 ****円
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 集合住宅1棟2階建て(8世帯)、駐車場16台分
 転用目的 集合住宅建築用敷地及び駐車場敷地
 判断理由 申請に係る土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。

申請地は、****近くの農地です。譲受人は高齢家族で、今後の収入確保のため、アパート経営地を探していたところ譲渡人と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号8 申請地 **** 田 927 m²
 農地区分 第一種農地
 権利種別 所有権移転売買 ****円
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 集合住宅1棟2階建て(8世帯)、駐車場16台分
 転用目的 集合住宅建築用敷地及び駐車場敷地
 判断理由 申請に係る土地の周辺の地域において、居住するものの
 日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。

申請地は、****近くの農地であり、整理番号7の1つ農地を挟んでの隣になります。譲受人は高齢家族で、今後の収入確保のため、アパート経営地を探していたところ譲渡人と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号9 申請地 **** 田 263 m²
 農地区分 第二種農地
 権利種別 使用貸借権設定
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 居宅兼店舗1棟2階建て及びカーポート
 転用目的 居宅兼店舗新築
 判断理由 申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設、
 または公共施設などを連担することが見込まれる地区
 であるため。

申請地は、****地内の農地です。譲受人は市内アパート在住であり、店舗併用住宅建築敷地を探していたところ祖母より申請地を借り受け
 できることになりましたので、この度申請があったものです。

議長(上村会長)

議案第3号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明
 ありましたらお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、議案が送付されてからこのすることになってびっくりした
 んですけども、それで24日に****さんに一応伺って確認をしてきました。
 問題ありませんので、よろしく申し上げます。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、申請代理人から連絡受けまして、譲受人****さんを
 立ち合いに現地確認した結果、要するに凶面ではちょっと分かりにくいんですが、
 道路が狭くて冬になると雪のやり場がないというような状態に。それで、先ほどの
 事務局の説明のとおり雪下ろし場のためにしたいということなんで、特に問題あり
 ません。どうかよろしく申し上げます。

それから、整理番号6番の****の関係なんですが、譲渡人が****、
 譲受人が****。双方、それから近隣の耕作者とも特に問題はなく、スムーズ

に話が進んでいますので、事務局の説明のとおりどうかよろしくお願いいたします。

それから、整理番号7番ですが、これは*****の隣に位置します。譲受人の*****さん立会いのもと現地確認したんですが、現在も耕作されておらず、特に問題がないと認められます。

整理番号8番ですが、昨日譲受人*****さんを立会いのもと現地確認したんですが、事務局の説明のとおり特に問題ありませんので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

佐藤廣治委員

整理番号3番ですが、申請者の案内で現地を確認に行ってきました。現在作付けがなく、休耕されている土地でありますし、一時的な工事ヤードですので、近隣にも迷惑がかからないと見受けられますので、よろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

整理番号4番ですが、事務局の説明のとおりということでございます。

佐藤新一委員

整理番号5番ですが、*****さんとお会いして、現地確認させていただきました。場所はJRのすぐ近くで、JRのほうから5mぐらいに空間を空けておいてくださいということがあったほかは別に異常はなかったです。ということで、よろしくお願いいたします。

整理番号9番ですが、これも*****さんのほうからお話がありまして、現地確認させていただきました。春からもうずっと休耕地ということなんです。これも、現地確認ということだけで済ませてもらいましたが、異常ありませんです。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容についてご意見・ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。

松田敏彦委員

整理番号1番の件ですけれども、私がよくまだわかっていなくてすみませんが、これ一時転用ということなんですけれども、この転用期間が終わった後当然復元するかと思うんですが、それは確認済みでしょうか。

それと、復元した時の確認は農業委員が行くのか、それともただ報告を受けるだけなのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

事務局（高橋主任）

一時転用ですので、おっしゃるとおりに農地に復元するということを確認してもらっての申請となっておりますし、事業が完了しましたら完了報告の届出が提出がありますので、そちらが提出されましたら私どもも行きますし、許可権者である県のほうも現地確認し、農地に復元していれば、また農家台帳に登載するという形になるかと思えます。

松田敏彦委員

はい、わかりました。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号7番について、申請どおり許可相当に決定することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号8番について、申請どおり許可相当に決定することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号9番について、申請どおり許可相当に決定することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、整理番号1番から9番まで許可相当に決定し県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,329 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	H16 中越大震災時に被災し、耕作できなくなり原野化しており、農地として復元することが困難なため。		

議長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、申請どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書11ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

利用権（設定）	件数	2件
	筆数	4筆
	面積	2,085.00 m ²

なお、詳細につきましては事前配付のとおりです。

なお、所有権移転は今月はありませんでした。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号について、説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方

は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢主任）

- ・報告書の提出がない農事組合法人の実態調査、協議結果の報告

議長（上村会長）

それでは、以上を持ちまして、本日提案の報告、議案事項全て審議を終了いたしました。大変ありがとうございました。

(時刻は14時47分)

上記会議の内容は、平成29年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
